

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	産業観光部 森林田園整備課
委託業務番号	令和5年度 森田委第2号
委託業務名称	長浜の自然と森に親しむ体験交流・保全事業委託
委託業務場所	長浜市内(主に中山間地域)
業務の概要	<p>中山間地域で、地域資源の調査・発掘、その保全活動に取り組むほか、地域の子どもや都市住民等を対象に、地域資源を活用した木育事業や体験交流事業等を行うことで、地域のブランド化や交流人口の増加、木育や自然環境教育の推進に取り組む。</p> <p>(1) 森林環境保全業務 未利用資源や希少種の調査・発掘に取り組むほか、地域資源の保全活動、保全活動団体の支援や育成を行う。</p> <p>(2) 森林環境活用業務 地域資源を活用し、地域の魅力発信や体験型観光の実施、都市部住民等を対象とした体験交流事業等に取り組むほか、木育や自然環境教育を推進する。</p> <p>(3) 奥びわ湖桜並木保全業務 奥びわ湖湖岸の桜並木でまん延するテングス病の防除活動に取り組むほか、保全活動の内容や活動の優先順位、活用方針に基づいたゾーニングを行う等、保全方針の変更を検討する。</p>
履行期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
契約年月日	令和5年4月1日
契約額(税込)	8,766,000 円
契約の相手方	<p>[所在地又は住所] 長浜市木之本町木之本1757番地2</p> <p>[商号又は名称] 森林マッチングセンター運営協議会 代表理事会長 岩根博之</p>
契約相手方の選定理由	<p>委託業務の遂行には、森づくりや林業経営、地域資源の調査・発掘及びその保全活用に関する知識や実務経験が求められるほか、中山間地域に密着し、地域の実情を把握している必要がある。「森林マッチングセンター運営協議会」は、官民一体となって森林・山村地域が抱える課題解決のために組織された団体であり、森林・林業に関する専門的知識や実務経験を有するスタッフを配置するとともに、発足当初から地域や森林所有者等と連携し、森林や地域資源の利活用に向けた取組を行っていることから、各種知見の集積や市内外からの活動の認知が進んでいる。</p> <p>このことから、当該団体に委託する以外に代替性がないことから、「森林マッチングセンター運営協議会」を選定する。</p>
根拠規定	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する項目に○印)</p> <p>売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあつては、予定賃貸)</p> <p>(1) 借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p> <p>(8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</p> <p>(9) 落札者が契約を締結しないとき。</p>